



宮崎県中小企業融資制度

みやざき再生支援特別貸付（経営改善計画策定枠）

令和4年11月15日現在

宮崎県では、宮崎県中小企業融資制度に「みやざき再生支援特別貸付」を創設し、**コロナ禍においてエネルギー価格等の物価高騰の影響**を受けている中小企業者の皆様の資金繰りを支援します。

融資を希望される方は、**お取引のある又は最寄りの取扱金融機関**（裏面記載）にご相談ください。

名 称

みやざき再生支援特別貸付（経営改善計画策定枠）

取扱期間

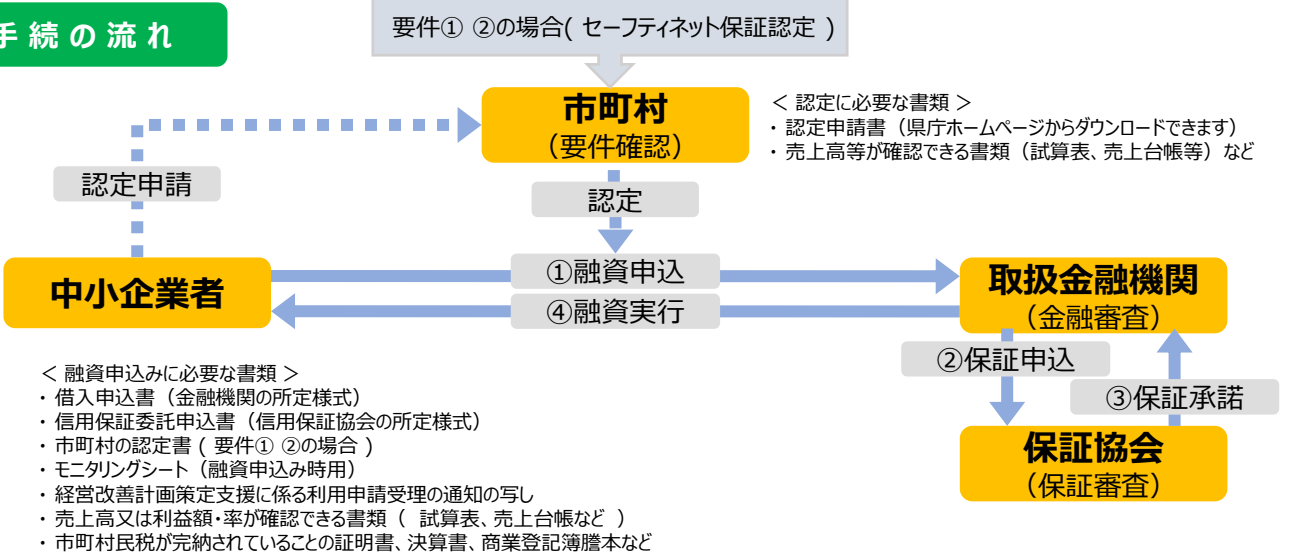
令和4年11月15日（火）から
令和5年3月31日（金）保証申込受付分まで

新設

みやざき再生支援特別貸付			
保証区分	①セーフティネット保証4号	②セーフティネット保証5号	③一般保証
融資対象者 (注1、2)	コロナ禍におけるエネルギー価格等の物価高騰の影響により、最近3か月の月平均売上高、売上総利益額又は率、営業利益額又は率のいずれかが、前年、2年前又は3年前同期と比較して減少している中小企業者等（注3）		
	【経営改善計画策定枠】 中小企業活性化協議会の支援を受けて経営改善計画を策定する 中小企業者等 ※計画策定着手が融資実行を担保するものではなく、取扱金融機関及び信用保証協会の審査がごさいます。		
	セーフティネット保証 4号認定 (売上高等▲20%)	セーフティネット保証 5号認定（注4） (売上高等▲5% 又は 原油高で一定の影響あり)	
融資限度額	【経営改善計画策定枠】 運転資金：1,000万円		
融資期間	10年以内（うち据置期間3年以内）		
融資利率 (注5、6)	年0.8～1.3%	年1.0～1.5%	年1.0～1.5%
保証料率	年0.00%		年0.25%
取扱期間	令和4年11月15日～令和5年3月31日保証申込受付分 (令和5年5月31日までに融資実行が必要)		
その他	担保：必要に応じて要 保証人：法人 原則代表者要 / 個人 原則不要		

裏面もあります。

手 続 の 流 れ



融資利率について

融資期間	1 年以下	1 年超～ 3 年以下	3 年超～ 5 年以下	5 年超～ 7 年以下	7 年超～ 1 0 年以下
保証区分					
セーフティネット保証 4 号	年 0 . 8 0 %		年 1 . 0 0 %	年 1 . 2 0 %	年 1 . 3 0 %
セーフティネット保証 5 号	年 1 . 0 0 %		年 1 . 2 0 %	年 1 . 4 0 %	年 1 . 5 0 %
一般保証	年 1 . 0 0 %		年 1 . 2 0 %	年 1 . 4 0 %	年 1 . 5 0 %

取扱金融機関

宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、福岡銀行、肥後銀行、大分銀行、南日本銀行、宮崎第一信用金庫
高鍋信用金庫、延岡信用金庫、熊本県信用組合、宮崎県南部信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行

市町村の認定窓口

宮崎市	商業政策課	(0985)21-1792	都城市	商工政策課	(0986)23-2983
延岡市	商業・駅まち振興課	(0982)34-7841	日南市	商工政策課	(0987)31-1169
小林市	商工観光課	(0984)23-1174	日向市	商工港湾課	(0982)66-1025
串間市	商工観光スポーツランド推進課	(0987)72-1111	西都市	商工観光課	(0983)43-3421
えびの市	観光商工課	(0984)35-3728	三股町	企画商工課	(0986)52-9084
高原町	産業創生課	(0984)42-2128	国富町	企画政策課	(0985)75-3126
綾町	総合政策課	(0985)77-3464	高鍋町	地域政策課	(0983)26-2015
新富町	産業振興課	(0983)33-6029	西米良村	むら創生課	(0983)36-1111
木城町	まちづくり推進課	(0983)32-4727	川南町	産業推進課	(0983)27-8011
都農町	産業振興課	(0983)25-5721	門川町	まちづくり推進課	(0982)63-1140
諸塚村	企画課	(0982)65-1116	椎葉村	地域振興課	(0982)67-3203
美郷町	企画情報課	(0982)66-3603	高千穂町	企画観光課	(0982)73-1207
日之影町	地域振興課	(0982)87-3801	五ヶ瀬町	企画課	(0982)82-1717

- （注 1） 要件①②のセーフティネット保証認定については、事業所所在の市町村による認定を受ける必要があります。
なお、売上高等を比較する期間の弾力的な運用を行っておりますので、詳しくは上記市町村窓口にお尋ねください。
- （注 2） 創業 6 月末満の中小企業者については、当特別貸付けを利用できません。
- （注 3） 「最近 3 か月の月平均売上高、売上総利益額又は率、営業利益額又は率」については、集計が困難な場合など、やむを得ない事情がある場合に限り、最大で融資申込月の 6 か月前から起算した 3 か月を対象とすることができます。
- （注 4） セーフティネット保証 5 号は業種指定があります。詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。
- （注 5） 融資利率は、融資期間に応じて設定されます。（ 詳細上記記載 ）
- （注 6） 独自に利子補給を行っている市町があります。詳しくは、市町にお尋ねください。（ 上記記載 ）
- （注 7） 新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付及び新型コロナウイルス感染症対応資金からの借換えはできません。